

令和 7 年度環境省調達改善計画の年度末自己評価結果（概要）

1. 共通的な取組

（1）調達改善に向けた審査・管理の充実

・外部有識者委員会の更なる活用

本省及び地方支分部局等における工事・建設コンサルタント及び物品・役務等の契約案件について、外部委員により構成される入札監視・契約適正化委員会を開催し、令和 6 年度における工事等の契約について審査を受けた。

（2）調達事務のデジタル化の推進

令和 7 年度の調達案件のうち、入札案件については本省で 754 件中 683 件（約 91 %）、地方支分部局等で 956 件中 745 件（約 78 %）の電子応札があった。

また、少額随契を除いた契約全体として、本省で 1,206 件中 771 件（約 64 %）、地方支分部局等で 1,466 件中 526 件（約 36 %）の電子契約を締結した。

2. 重点的な取組

（1）一者応札の事前審査・事後審査の実施

・契約前自己チェックプロセスの実施

令和 7 年 4 月 1 日以降に契約を行った案件のうち、前年度の契約金額が 1,000 万円以上で、かつ前年度「一者応札」「落札率が高落札（90%以上。工事は低入札調査基準の範囲（0.75～0.92）以上）」であった案件（仕様内容を前年度から変更しているが入札に参加し得る者が前年度と同様の案件を含む）並びに契約金額及び落札率を問わず、「一者応札」が 2 カ年度以上続いている全案件について、本省については、310 件、地方支分部局等については、177 件の契約前自己チェックを行うことで、契約方式の妥当性を確認し、複数者応札（競争性）の確保に努めた。

・参加者確認公募を実施することの妥当性確認

令和 7 年 4 月 1 日以降に契約を行った案件のうち、60 件について、環境省会計担当で組織された契約委員会にて、参加者確認公募による妥当性について公告前の事前審査を行った。

3. その他の取組

（1）クレジットカード決済の活用

地方支分部局等については、電気料金（7 件）、水道料金（1 件）及び電話料金（6 件）について、小切手等により支払手続きを行う必要があったものをクレジットカード決済による支払にしたことで、事務の効率化が図られた。

（2）公告期間等の改善

令和 7 年度の調達案件のうち、公告期間等の改善等により、令和 6 年度一者応札から複数者入札に変わったものが環境省全体で 20 件であり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して総契約額が約 19.3%（約 1 億 711 万円）削減^{（注）}された。

(3) 競争参加資格要件の緩和

令和7年度の調達案件のうち、競争参加資格要件の緩和等により、令和6年度一者応札から複数者入札に変わったものが環境省全体で7件であり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して総契約額が約6.3%（約745万円）削減^(注)された。

(4) 事業者が準備にかかる時間を十分に確保できるよう留意した受注者の決定時期の設定

令和7年度の調達案件のうち、事業者が準備にかかる時間を十分に確保できるよう留意した受注者の決定時期の設定等により、令和6年度一者応札から複数者入札に変わったものが環境省全体で20件であり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して総契約額が約20.1%（約4,630万円）削減^(注)された。

(5) 提案書等の分量の適正化

令和7年度の調達案件のうち、提案書等の分量の適正化等により、令和6年度一者応札から複数者入札に変わったものが環境省全体で6件であり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して総契約額が約1.8%（約1,161万円）削減^(注)された。

(6) 仕様の明確化

令和7年度の調達案件のうち、仕様の明確化等により、令和6年度一者応札から複数者入札に変わったものが環境省全体で36件であり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して総契約額が約4.5%（約6,103万円）削減^(注)された。

(7) 報告書等の積極的な開示

令和7年度の調達案件のうち、報告書等の積極的な開示等により、令和6年度一者応札から複数者入札に変わったものが環境省全体で11件であった。なお、金額については1.8%（273万円）増加^(注)した。

(注) 本年度契約額と昨年度契約額との差額（業務量に増加があったことにより削減額に寄与しない案件は除外した上で算出）

令和7年度の調達改善計画							令和7年度年度末自己評価結果(対象期間:令和7年4月1日～令和8年3月31日)								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標	実施時期	実施した取組内容	進捗度※2	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント	
							(原則、定量的に記載)				目標達成予定時期	定量的			定性的
○		調達改善に向けた審査・管理の充実 (一者応札の改善に向けた取組)	・契約前自己チェックプロセスの実施 昨年度に引き続き、前年度の契約金額が1,000万円以上で、かつ前年度「一者応札」「落札率が高落札(90%以上、工事は低入札調査基準の範囲(0.75～0.92)以上)」であった物品・役務・工事・建設コンサルタントの全案件(仕様内容が前年度と変更されている場合においても、入札に参加し得る者が前年度と同様の案件含む。以下同じ)及び契約金額及び落札率を問わず、「一者応札」が2カ年度以上続いている全案件について、業務担当者による契約前自己チェックにより、発注方式や仕様の見直し、再委託部分を分割して発注することの可否等を確認する。 ・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 参加者確認公募により実施しようとする全案件について、環境省会計担当で組織された契約委員会にて公告前に事前審査を行う。 ・アンケート調査の実施 政府電子調達システム(GEPS)等に掲載されている個別案件ごとに、入札説明書等を入力した事業者に対するアンケート調査を実施する。その調査結果について発注担当部局等にフィードバックし、自ら行うことができる改善については、同年度の同様又は類似業務や次年度業務に積極的に取り入れるように努める。 ・発注見通しの公表 一者応札対策として、公共工事入契法に基づく発注見通しを参考とし、環境本省の物品・役務に係る業務発注の見通しについて四半期毎に一覧表を作成し、HP上に公表する。(R5年8月より新たな取組として開始)	前年度の取組状況を分析した結果、一者応札の改善に向けて、発注方式の妥当性についての確認プロセスを強化するとともに、個別案件ごとのアンケート調査により原因把握を行う余地が引き続き大きいと考えられるため。	A	H29(一部H31年度、R5年度)	・契約前自己チェックプロセスの実施 一者応札が継続している調達について、業務担当者による契約前自己チェックを行うことで、職員の一者応札改善への意識を高めるとともに、競争性確保を図る。 ・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 一者応札が継続している調達の発注方式の妥当性を確認し、調達コスト削減を目指す。 ・アンケート調査の実施 個別案件ごとに一者応札の原因把握を行い競争性確保を図る。 ・発注見通しの公表 個別案件ごとに一者応札の原因把握を行い競争性確保を図る。	R8年3月まで	・契約前自己チェックプロセスの実施 昨年度に引き続き、前年度の契約金額が1,000万円以上で、かつ前年度「一者応札」「落札率が高落札(90%以上、工事は低入札調査基準の範囲(0.75～0.92)以上)」であった物品・役務・工事・建設コンサルタントの全案件(仕様内容が前年度と変更されている場合においても、入札に参加し得る者が前年度と同様の案件含む。以下同じ)及び契約金額及び落札率を問わず、「一者応札」が2カ年度以上続いている全案件について、業務担当者による契約前自己チェックにより、発注方式や仕様の見直し、再委託部分を分割して発注することの可否等を確認した。 ・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 参加者確認公募により実施しようとする全案件について、環境省会計担当で組織された契約委員会にて公告前に事前審査を実施した。 ・アンケート調査の実施 政府電子調達システム(GEPS)等に掲載されている個別案件ごとに、入札説明書等を入力した事業者に対するアンケート調査を実施。また、その調査結果について発注担当部局等にフィードバックし、自ら行うことができる改善については、同年度の同様又は類似業務や次年度業務に積極的に取り入れるように改善を促進した。	B	・契約前自己チェックプロセスの実施 令和7年度に契約を行った案件のうち、本省で310件、地方支分部局等で177件の契約前自己チェックを実施した。 ・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 令和7年4月1日以降に契約を行った案件のうち、60件について、環境省会計担当で組織された契約委員会にて、参加者確認公募による妥当性について公告前の事前審査を行った。 ・アンケート調査 入札不参加者に対するアンケート調査については、①個別の契約について対応する②調達後早期の実施③地方支分部局等への実施拡大を図るにあたり、令和7年4月から令和8年3月末までの間に令和7年度調達案件について88件の回答があった。	・契約前自己チェックプロセスの実施 業務担当者において契約前自己チェックを行うことで、職員の一者応札改善への意識を更に高めるとともに、競争性の確保が図られた。 ・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 契約方法の妥当性を事前審査するとともに、入札に参加が可能な者が存在するかどうかを確認することで、調達手続の透明性が図られた。 ・アンケート調査の分析 入札不参加者に対するアンケート調査については、条件緩和や仕様書の見直し等、アンケート回答を踏まえた結果、類似調達案件の一部に改善が認められた。	・一者応札の改善に向けて、引き続き個別案件ごとの契約前自己チェック及びアンケート調査により、原因把握と改善への取組の必要性が認められた。 ・アンケート調査については、更に広く回答を得るために、当該アンケート調査を受け、実際に環境省の調達が見直されているということが客観的視点から確認されることの重要性も認められた。	・契約前自己チェックプロセスの継続実施 一者応札が継続している調達について、業務担当者による契約前自己チェックを引き続き行うことで、競争性確保を図る。 ・アンケート調査の分析及び公表 引き続き個別案件ごとに一者応札の原因把握を行い競争性確保を図る。	
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	・外部有識者委員会の更なる活用 外部有識者で組織された委員会において前年度審議した案件について、提案を受けて行った対応及び得られた成果を外部有識者委員会にて報告するとともに、会計事務担当者研修等により省内に一者応札の現状と対応状況等を共有する。また、前年度契約実績やアンケート調査等の結果について、分析を加えながら、外部有識者委員会にも報告し、その助言等を踏まえつつ中長期的な課題の検討を進めるなど、環境省における調達手続の適正化に資するものとする。 ・契約前自己チェック結果の分析 契約前自己チェックを実施した全案件について、その要因等に係る一覧を作成し、外部有識者委員会にて報告するとともに、省内に共有する。		A	H30 (一部H31年度)	・外部有識者委員会の更なる活用 外部有識者委員会で得られた個別の成果を展開し、より具体的な調達の適切性、透明性及び競争性を確保するための方法を省全体で共有することで、調達改善の促進を図る。 ・契約前自己チェック結果の分析 事業担当者が考える一者応札改善に向けた取組のうち、結果が伴わず引き続き一者応札になった案件について分析することで、より成果を伴う調達改善方法を検討する。	R8年3月まで	・外部有識者委員会の更なる活用 入札監視・契約適正化委員会を、年に2回(9月、2月)に開催し、令和6年度における契約(2,361件・約23,197,391万円)のうち、入札参加者数、落札者決定までの過程に着目して抽出された8件について審査を受けた。 ・契約前自己チェック結果の分析 契約前自己チェックを実施した全案件について、その要因等に係る一覧を作成し、外部有識者委員会にて報告するとともに、省内に共有した。	B	—	・外部有識者委員会の更なる活用 契約方式の妥当性や価格等の適切性を事後検証することで、調達の適切性、透明性及び競争性を確保するための取組を推進することに努めた。 ・契約前自己チェック結果の分析 契約前自己チェックの結果について、改善事例や課題の共有が図られた。	—	・外部有識者委員会の更なる活用 入札監視・契約適正化委員会等で得られた個別の成果を展開し、より具体的な調達の適切性、透明性及び競争性を確保するための方法を省全体で共有することで、調達改善の促進を図る。 ・契約前自己チェック結果の分析 一者応札改善に向けた取組のうち、結果が伴わず引き続き一者応札になった案件について分析することで、より成果を伴う調達改善の方法を検討する。	
○		契約方式・価格等の事後検証	環境省で実施した調達案件について、その契約方式や価格の妥当性、受注割合の高い特定の契約相手先に係る契約内容等を外部有識者により組織された委員会において事後検証いただき必要に応じ改善策を検討する。	前年度の取組状況を分析した結果、一者応札の改善に向けて、契約方式の妥当性についての確認プロセスを強化する余地が引き続き大きいと考えられるため。	A	H29	一者応札が継続している調達の契約方式や価格の妥当性、受注割合の高い特定の契約相手先に係る契約内容等を確認し、調達コスト削減を目指す。	R8年3月まで	R7.9、R8.2	入札監視・契約適正化委員会を、年に2回(9月、2月)に開催し、令和6年度における契約(2,361件・約23,197,391万円)のうち、入札参加者数、落札者決定までの過程に着目して抽出された8件について審査を受けた。	A	—	契約方式の妥当性や価格等の適切性を事後検証することで、調達の適切性、透明性及び競争性を確保するための取組を推進することに努めた。	継続することで効果があると考えられるため引き続き実施することが必要である。	一者応札が継続している調達の契約方式や価格の妥当性、受注割合の高い特定の契約相手先に係る契約内容等を確認し、引き続き調達コストの適正化を図る。
		地方支分部局等における取組の推進	本省会計課にて実施している内部監査と合わせて、地方支分部局等での契約前自己チェック実施状況を把握するとともに、本省で得られた成果を共有・展開する。		B	H30	地方支分部局等も含めて省全体で調達改善の取組を進める。	R8年3月まで	随時	本省会計課にて実施している内部監査と合わせて、11か所の地方支分部局等での契約前自己チェック実施状況を把握するとともに、得られた成果を共有・展開した。	B	—	契約前自己チェック実施状況を把握するとともに、得られた成果を共有・展開することにより、課題の共有が図られた。	—	—
	○	調達事務のデジタル化の推進	・政府電子調達システム(GEPS)の更なる活用 このため、GEPSを使用していない応札者や落札者に声掛けを行うと共に、GEPSを使用した電子入札や電子契約を行うよう省内へ周知徹底する。		B	H26	競争性、公正性、透明性を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資する。電子入札の一層の促進及び電子契約率50%を目標とし早期達成に努める。	R8年3月まで	随時	電子入札の一層の促進及び電子契約率50%を目標とし早期達成に努めた。このため、GEPSを使用していない応札者や落札者に声掛けを行うと共に、GEPSを使用した電子入札や電子契約を行うよう引き続き省内へ周知した。	A	令和7年度の調達案件のうち、入札案件については本省で754件中683件(約91%)、地方支分部局等で956件中745件(約78%)の電子応札があった。また、少額随契を除いた契約全体として、本省で1,206件中771件(約64%)、地方支分部局等で1,466件中526件(約36%)の電子契約を締結した。	環境省の入札案件については、電子入札を可能としており、電子入札によりがたい場合は応札者にその理由を求めることとしている。	電子入札及び電子契約とともに、相手方の状況に因ることも原因として考えられる。	引き続き、契約相手方に対して、電子契約のメリットを訴求しつつ積極的な導入を呼びかけていく必要がある。

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「オンライン利用率引上げの基本計画」(令和3年12月16日「デジタル庁」等))。
電子入札率＝電子応札案件数÷電子入札案件数
電子入札案件数＝入札案件数のうち、電子入札が可能な案件数(紙と電子の混合も含む)
電子応札案件数＝開札された入札案件のうち、電子入札を行った民間利用者が1社以上存在する案件数
電子契約率＝電子契約案件数÷(電子応札案件数＋電子入札によらない電子契約案件数)
電子契約案件数＝契約確定案件数のうち、「契約書」または「調書」を「電子」で実施した案件数
電子入札によらない電子契約案件数＝電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数(電子契約案件数の内数)

※1 難易度
A+ :効果的な取組
A :発展的な取組
B :標準的な取組

※2 進捗度
・A:(定量的な目標)目標進捗率90%以上
(定性的な目標)計画に記載した内容を概ね実施した取組
・B:(定量的な目標)目標進捗率50%以上
(定性的な目標)計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等(他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等)との調整を行った取組
・C:(定量的な目標)目標進捗率50%未満
(定性的な目標)何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとまった取組

その他の取組		様式2	
調達改善計画		令和7年度年度末自己評価結果(対象期間:令和7年4月1日～令和8年3月31日)	
具体的な取組内容	新規継続区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
		定量的	定性的
クレジットカード決済の活用	継続	-	(地方支分部局等) 小切手にて支払手続を行う必要があった電気料金、水道料金及び電話料金について、クレジットカード決済による支払を実施したことで、事務の効率化が図られた。
汎用的な物品・役務における共同調達等の有効活用	継続	-	-
公告期間等の徹底	継続	(本省及び地方支分部局等) 令和6年度に一者応札であった案件で、公告期間等の改善等により、令和7年度に複数者が入札した案件が環境省全体で20件であり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して総契約額が約19.3%(約1億711万円)削減された。(注)	-
競争参加資格要件の緩和	継続	(本省及び地方支分部局等) 令和6年度に一者応札であった案件で、競争参加資格要件の緩和等により、令和7年度に複数者が入札した案件が環境省全体で7件であり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して総契約額が約6.3%(約745万円)削減された。(注)	-
公告等、入札説明書等のホームページへの掲載	継続	-	-
事業者が準備にかかる時間を十分に確保できるよう留意した受注者の決定時期の設定	継続	(本省及び地方支分部局等) 令和6年度に一者応札であった案件で、事業者が準備にかかる時間を十分に確保できるよう留意した受注者の決定時期の設定等により、令和7年度に複数者が入札した案件が環境省全体で20件であり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して総契約額が約20.1%(約4,630万円)削減された。(注)	-
提案書等の分量の適正化	継続	(本省及び地方支分部局等) 令和6年度に一者応札であった案件で、提案書等の分量の適正化等により、令和7年度に複数者が入札した案件が環境省全体で6件であり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して総契約額が約1.8%(約1,161万円)削減された。(注)	-
仕様の明確化	継続	(本省及び地方支分部局等) 令和6年度に一者応札であった案件で、仕様の明確化等により、令和7年度に複数者が入札した案件が環境省全体で36件であり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して総契約額が約4.5%(約6,103万円)削減された。(注)	-
報告書等の積極的な開示	継続	(本省及び地方支分部局等) 令和6年度に一者応札であった案件で、報告書等の積極的な開示等により、令和7年度上半期に複数者が入札した案件が環境省全体で7件であった。	-
適正な予定価格の設定(市場価格、過去に調達した類似案件事例等の情報収集・PMOレビューの活用)	継続	-	-
(注)本年度契約額と昨年度契約額との差額(業務量に増加があったことにより削減額に寄与しない案件は除外した上で算出)			

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間: 令和7年4月1日～令和8年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【環境省入札監視・契約適正化委員会 委員 蓑輪 靖博先生】 意見聴取日【令和8年6月26日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○一者応札の的確な改善策について	○契約前自己チェックプロセスの取組については、対象の拡充により、更なる効果が認められるが、一者応札が継続している調達が多すぎることから、発注方式や仕様等の見直しを行っていく必要がある。 ○とりわけ、継続的に高額かつ一者応札で高落札率である案件及び継続的に同一の者と契約締結に至っている入札案件については、その公平・公正・透明性の観点から不断の見直しが必要である。 ○また、前年度(又はそれ以前の)落札者が一方的に有利な条件とならないよう、報告書等の成果開示や、新規入札者における当該成果の利用、現場確認等の機会を設けるなど、入札者数の増加を図るべきである。	○業務の質を維持しながら、一者応札となった要因について、引き続き個別案件ごとの原因分析及び対策の検討を行うとともに、契約前自己チェック等により、発注方式や仕様等の見直しを行います。 とりわけ継続的に高額かつ1者応札で高落札率である案件及び継続的に同一の者と契約締結に至っている入札案件については、不断の見直しに取り組みます。 ○一者応札対策の取組として、環境本省内の調達案件について、四半期ごとの今後の業務発注見通しと併せて、過年度同種業務の報告書の有無等についても公表しています。本取組については、今後も引き続き対応します。

外部有識者の氏名・役職【環境省入札監視・契約適正化委員会 委員 寺浦 康子先生】 意見聴取日【令和8年6月29日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○競争参加資格の適切性について	○取組について、一定の効果は認められるが、一者応札となった案件について、一者応札アンケート等を通じて競争参加資格が必要以上に競争参加者を制限せず複数者が参加できる設定となっているか確認することが重要である。 特に、例年一者応札かつ同一業者の案件については、その公平・公正・透明性の観点から不断の見直しが必要である。例えば、案件の性質によっては、売上高や財務基盤は重視する必要のないものや、民間事業の経験や下請けの経験があれば公共事業の経験と同視してよいものもあるため参加資格の緩和を図るべきである。	○1者応札アンケートについては、個別案件単位で速やかに実施するスキームに見直したことにより、アンケート回答を受けて、類似調達案件の一部に条件緩和や仕様書の見直し等の改善が認められたところです。本取組については、今後も引き続き対応します。 その他の取り組みとして、業務固有の参加要件を付す場合には、引き続き契約前自己チェック等において、その適切性を十分に検討し、必要以上に競争参加者を制限していないか競争参加資格の設定を確認します。
○随意契約、一者応札について	○単年度主義が原則とされているため、随意契約や一者応札とならざるを得ない案件が見受けられる。複数年にまたがる契約を締結することが最適なものについては、複数年契約を可能とする国庫債務負担行為が認められるよう予算上の措置を講じたうえで、複数年契約の一般競争入札とすべきである。 ○反対に、対象業務を複数案件に分けて募集することにより、競争を促進できた可能性のある案件も見受けられる。1案件とすべきか複数案件とすべきかについても業務内容の性質に照らして慎重に検討すべきである。 ○提案書等の分量の適正化や仕様書の記載の明確化により、一者応札の是正が図られている点が見受けられる。これらの取組をはじめ事業者へのアンケート調査の意見等も踏まえ、引き続き改善に向けた対応を実施すべきである。 ○契約前自己チェックについては、担当部局の案件担当者以外の者(担当部局内外があり得る)がチェックを行うことで有益な指摘が得られる可能性もあることから、そのようなチェック体制の導入も検討されたい。	○国の予算については単年度主義が原則であるところですが、一方で例外となる国庫債務負担行為として適切と認められる案件については、積極的に国庫債務負担行為に係る予算上の措置が講じられるよう努め、複数年契約の一般競争入札となるよう取り組みます。 ○1案件とすべきか複数案件とすべきかについては、業務内容の性質に照らして慎重に検討した上で、複数案件にすることにより、競争を促進できるものについては、業務を分けて募集するなどして、競争原理が働くように努めます。 ○一者応札の是正については、他事業における取組や事業者からのアンケート調査の意見等も踏まえ、引き続き改善に向けた対応を行ってまいります。 ○体制も含め、契約前自己チェックの有効性強化に向けて引き続き取り組んでまいります。